健 感 発 0203 第 2 号 令和 2 年 2 月 3 日

各 { 都 道 府 県 保健所設置市 特 別 区 衛生主管部(局)長 殿

> 厚生労働省健康局結核感染症課長 (公 印 省 略)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項 及び第14条第2項に基づく届出の基準等について(一部改正)

新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)については、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)、検疫法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第12号)、新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令第3条の規定により感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の規定を準用する場合の読替えに関する省令(令和2年厚生労働省令第9号)及び検疫法施行規則の一部を改正する省令(令和2年厚生労働省令第10号)が公布されたところである。

これを踏まえ、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」(平成18年3月8日健感発第0308001号厚生労働省結核感染症課長通知)の別紙「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」の一部を別添の新旧対照表のとおり改正し、別紙のとおり改正し、本年2月3日から適用することといたしました。なお、WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域は湖北省をいう。

貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、貴管内市町村、関係 機関等への周知を図るとともに、その実地に遺漏なきようお願いいたします。

新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について」

「恩栄症の「別及い恩栄症の思有に対する医療に関する伝体第14余第1項及い第14余第2項に基づく油山の基準等について」	
新	旧
(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準	(別紙) 医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準
第1~6(略)	第1~6 (略)
第7 指定感染症 1 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属 のコロナウイルス(令和二年一月に中華人民共和国から世界保健 機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告され たものに限る。)であるものに限る。)	
(1) 定義 <u>コロナウイルス科ベータコロナウイルス属の新型コロナウイルス(ベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和</u> 二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に 伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) (以下「新型コロナウイルス」という)による急性呼吸器症 候群である。	
(2) 臨床的特徴等(2020年2月2日時点)	

現時点で動物等の感染源については不明である。家族間、 医療機関などをはじめとするヒトーヒト感染が報告されている。2019年12月より中華人民共和国湖北省武漢市を中心 として発生がみられており、世界的に感染地域が拡大している。

臨床的な特徴としては、潜伏期間は2~10日であり、その後、発熱、咳、全身倦怠感等の感冒様症状が出現する。一部のものは、主に5~14日間で呼吸困難等の症状を呈し、胸部 X 線写真、胸部 CT などで肺炎像が明らかとなる。高齢者及び基礎疾患を持つものにおいては重症化するリスクが一定程度あると考えられている。

(3) 届出基準

ア 患者(確定例)

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に 該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、か つ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コ ロナウイルス感染症と診断した場合には、法第12条第1項 の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるものの いずれかを用いること。

イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2)の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型コロナウイルス感染症の無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

<u>この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。</u>

ウ 疑似症患者

医師は、(2)の臨床的特徴を有する者について、(4)に 該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、当 該者を新型コロナウイルス感染症の疑似症と診断した場合に は、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなけれ ばならない。

エ 感染症死亡者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4) に該当すること等から新型コロナウイルス感染症が疑われ、 かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、当該者を新型 コロナウイルス感染症により死亡したと判断した場合には、 法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければな らない。

この場合において、検査材料は同表の右欄に定めるもののいずれかを用いること。

オ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2)の臨床的特徴を有する死体について、(4) に該当すること等から新型コロナウイルス感染症により死亡 したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届 出を直ちに行わなければならない。

<u>検査方法</u>	検査材料
分離・同定による病原体の検出	喀痰、気道吸引液、 肺胞洗浄液、咽頭拭
検体から直接のPCR法による 病原体の遺伝子の検出	<u>い液、鼻腔吸引液、</u> <u>鼻腔拭い液、剖検材</u> <u>料</u>

(4) 感染が疑われる患者の要件

患者が次のア、イ、ウ又はエに該当し、かつ、他の感染症

- 又は他の病因によることが明らかでなく、新型コロナウイル ス感染症を疑う場合、これを鑑別診断に入れる。ただし、必 ずしも次の要件に限定されるものではない。
- ア 発熱または呼吸器症状 (軽症の場合を含む。) を呈する者で あって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したも のと濃厚接触歴があるもの
- イ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14 日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の 流行が確認されている地域に渡航又は居住していたもの
- ウ 37.5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前14 日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の 流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃 厚接触歴があるもの
- 工 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの

※濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。

- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは 長時間の接触(車内、航空機内等を含む)があったもの
- ・ 適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していたもの
- ・ 新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若 しくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高いもの

第8 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似

第7 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似

症

(1) 定義

発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断したもの。

(2) 届出基準

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、 1の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合及び感染症法の対象外の感染性疾患であることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定による届出を直ちにしなければならない。

(3) 注意事項

本届出は、原因不明の重症の感染症の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の症状、渡航歴その他の情報を総合的に勘案して、届出を行うものである。

(4) 全般的注意事項

(1) において、当該症状が

ア 感染症法に規定する感染症によるものでないことが 明らかである場合には、本届出の対象とはならない。

イ 感染症法に規定する感染症によるものであることが 明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定 可能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出 を行うこととなるため、本届出の対象とはならない。 症

(1) 定義

発熱、呼吸器症状、発しん、消化器症状又は神経症状その 他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められ ている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるもの が必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することがで きないと判断したもの。

(2) 届出基準

指定届出機関の管理者は、当該指定届出機関の医師が、1 の定義を満たす者を診察したときは、当該症状が二類感染症、 三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状である ことが明らかな場合及び感染症法の対象外の感染性疾患であ ることが明らかな場合を除き、法第14条第2項の規定によ る届出を直ちにしなければならない。

(3) 注意事項

本届出は、原因不明の重症の感染症の発生動向を把握することを目的としており、当該患者の症状、渡航歴その他の情報を総合的に勘案して、届出を行うものである。

(4) 全般的注意事項

(1) において、当該症状が

ア 感染症法に規定する感染症によるものでないことが 明らかである場合には、本届出の対象とはならない。

イ 感染症法に規定する感染症によるものであることが 明らかであり、かつ、いずれの感染症であるかが特定可 能な場合には、当該感染症の届出基準に基づき届出を行 うこととなるため、本届出の対象とはならない。